

議案第 66 号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のとおり改正す
るものとする。

令和 2 年 9 月 16 日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第 号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第2条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。